周西環境教育学会入金家协

関西環境教育学会では、環境教育に関心をもっておられる方や実践をされている方に情報を発信すると共に、情報交換によって広くコミュニケーションを図ることを目的として 設立されました。

会員の方にはニュースレター「関西ECOMAIL」(年4~6回発行)を送付し、ワークショップのお知らせや環境教育に関わる情報の発信をしています。

年会費として 1,500 円を、以下の郵便振替口座に、お名前、ご住所(ニュースレターの送付先)を明記の上、お振り込みください。入金が確認され次第、会員として登録いたします。会員には、ニュースレター関西 ECOMAIL を送らせていただきます。

◆会費·通信費振込先:

関西環境教育学会 郵便振替口座 00990-5-37886

◆ホームページ: http://www.ee-kansai.com



関西環境教育学会 規約

2017年1月28日作成

第1条(名称)

本会は関西環境教育学会と称する。

第2条(事務局)

本会に事務局を置く。その所在地については別に定める。

第3条(目的及び活動)

本会は環境教育の研究と推進を目的とし、関西地或を中心に以下の活動を行う。

- (1) 研究大会・ワークショップ・シンポジウムなどの開催
- (2) 学会誌・ニュースレター (関西エコメイル) などの発行
- (3) 環境教育の理論・実践などに関する情報・人材の交流、若手企画活性化
- (4) 研究会・フォーラム・環境学習支援などの運営
- (5) その他、環境教育を推進するために必要な事業

第4条(事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第5条(会員の構成)

本会は趣旨に賛同する個人と団体をもって構成する。

第6条(会費)

構成員は、通信費・印刷費などの会費を負担する。会費の額については別に定める。

第7条(総会)

年に1回、定期総会を開く。総会は会員の10分の1 (委任状提出者を含む)の出席をもって成立とする。総会での議 決は出席者の過半数とする。

第8条(組織)

(1) 世話人会

本会に会を運営する世話人会を置く。世話人は会員の中から公募する。任期は1年とし、継続はこれを妨げない。

(2) 会長

本会に会を代表する会長を置く。会長は世話人の中から互選する。会長はその会務を補佐するために副会長および事務 局長を置くことができる。その他、必要に応じて役職を置くことができる。

(3)委員会

本会の目的と活動を遂行するために企画広報、事業、編集などの委員会を世話人会の中に置く。委員長および委員は、世話人の中から会長の指名によって選出する。各委員長はその会務を補佐するために副委員長を置くことができる。 (4)顧問

本会の相談役として、顧問を置くことができる。顧問は世話人が推薦し、世話人会の半数以上の賛成で承認される。

(5) 監事

本会の監査役として、監事を置くことができる。監事は世話人会で推薦し、総会の承認を得る。

第9条 (規約改正)

規約の改正は世話人会で原案を作成し、総会で承認を得る。

付則

- 1 この規約は2017年4月1日から施行する。
- 2 第3条「目的及び活動」の(2) に学会誌を追加、(3) に若手企画活性化を追加、(4) 研究会・フォーラム・環境学習支援などの運営を追加、(4) を(5) その他、環境教育を推進するために必要な事業に修正する。(2017年6月改正)
- 3 第8条「組織」(3)委員会に編集委員会を追加する。(2017年6月改正)

関西環境教育学会 事務局

住所: 〒592-8335 堺市西区浜寺石津町東2-3-3-5 植田善太郎方 TEL. 078-431-1021 FAX. 078-431-1022 E-mail: ee. kansai@gmail.com

ホームページ http://www.ee-kansai.com